

障第1261号
令和8年2月3日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般・特定相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
各指定障害児相談支援事業所運営法人代表者
(市町村所管の施設等を含む。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

岐阜県福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援補助金の概要について

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県では、障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行うことを目的として、下記のとおり補助事業を実施する予定です。交付申請を予定される事業所等におかれましては、対象事業所、要件等をご確認いただきますようお願いします。

なお、本補助金に係る募集案内は後日改めて行います。

記

1 事業の概要

(1) 対象事業所

- 令和8年3月時点で存在する事業所等で、次の要件を満たす事業所等（相談含む）を対象とする。
ただし、計画書の提出時点で廃止・休止となることが明らかな事業所等は対象外とする。

①別紙1表1に掲げるサービス類型の事業所等（相談以外のサービス）の要件

- 基準月又は実績報告時（以下、「基準月等」という。）に処遇改善加算を算定していること。
- 基準月等に処遇改善加算Ⅲ又はⅣを算定している場合は、職場環境等要件について、全体から8以上の取組を実施していること。
- 基準月等に処遇改善加算Ⅰ又はⅡを算定している場合は、以下のいずれかの取組を実施していること。

(ア) 経験・技能のある障害福祉人材のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込額（処遇改善加算を算定し実施される賃金改善の見込額を含む。）が年額460万円以上であること（処遇改善加算による賃金改善以前の賃金が年額460万円以上である者を除く。）。

(イ) 職場環境等要件について、全体から14以上の取組を実施していること。

②別紙1表2に掲げるサービス類型の事業所等（相談サービス）の要件

- 基準月等に（ア）～（ウ）の要件をすべて満たしていること。
- (ア) 任用要件・賃金体系の整備等
次の第一から三までを全て満たすこと。
一 職員の任用の際における職位、職責、職務内容等に応じた任用等の要件（職員の賃金に関する

るものを含む。) を定めていること。

- 二 一に掲げる職位、職責、職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時に支払われるものを除く。）について定めていること。
- 三 一及び二の内容について就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、全ての職員に周知していること。

ただし、常時雇用する者の数が 10 人未満の事業所等など、労働法規上の就業規則の作成義務がない事業所等においては、就業規則の代わりに内規等の整備・周知により上記三の要件を満たすこととしても差し支えない。

(イ) 研修の実施等

次の二及び二を満たすこと。なお、基準月において当該要件を満たしていない場合で、申請時に実績報告までに実施することを誓約する場合であっても、一の計画は申請時に策定すること。

- 一 職員の職務内容等を踏まえ、職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び a 又は b に掲げる事項に関する具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会の確保をしていること。

a 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等（OJT、OFF-JT 等）を実施するとともに、職員の能力評価を行うこと。

b 資格取得のための支援（研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費、受講料等）の援助等）を実施すること。

- 二 一について、全ての職員に周知していること。

(ウ) 職場環境等要件

別紙 1 表 3 に掲げる「入職促進に向けた取組」、「資質の向上やキャリアアップに向けた支援」、「両立支援・多様な働き方の推進」、「腰痛を含む心身の健康管理」及び「やりがい・働きがいの醸成」の区分ごとに 1 以上の取組を実施し、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」のうち 2 以上の取組を実施すること。ただし、1 法人あたり 1 の施設又は事業所のみを運営するような法人等の小規模事業者は、④の取組を実施していれば、「生産性向上（業務改善及び働く環境改善）のための取組」の要件を満たすものとする。

※基準月は、令和 7 年 12 月に存する事業所等は令和 7 年 12 月として、令和 8 年 1 月から令和 8 年 3 月までに開設した事業所等は、開設した月を基準月とする。

※特別な事情に係る届出書を提出して、感染症蔓延等のやむを得ない事情により基準月におけるサービス提供分の報酬が著しく低いと認められる場合は、基準月を令和 8 年 1 月、2 月又は 3 月の任意の月にことができる。

なお、月遅れ請求、再請求等に伴う過誤調整分については、基準月が 12 月の事業所においては、原則令和 8 年 2 月末日までに生じ、令和 8 年 3 月 10 日までに審査支払機関により受理されたものに限り反映して、基準月が 12 月以外の事業所においては、令和 8 年 3 月末日までに生じ、令和 8 年 4 月 10 日までに審査支払機関により受理されたものに限り反映する。

(2) 対象者

・対象となる事業所等に勤務する福祉・介護職員以外も含む障害福祉従事者とする。

(3) 補助額

・事業所等に対する補助額は、以下の式により算出する。（1 円未満の端数切り捨て）

$$\text{補助額} = \text{基準月の障害福祉サービス等報酬総額} \times \text{サービス類型別交付率} \text{ (別紙 1)}$$

※基準月の障害福祉サービス等報酬総額は、基本報酬サービス費に各種加算及び減算を加えた報酬

総額とする。なお、障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含める。

(4) 補助対象経費

- ・補助額の全額を障害福祉従事者の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く）をいう。）の改善（以下、「賃金改善」という。）に充てなければならず、当該賃金改善は、新規に実施しなければならない。

※前年同時期と比較し、賃金改善の対象とした職員の賃金水準を低下させてはならない。

※一部の職員に賃金改善を集中させることや、同一法人内的一部の事業所のみに賃金改善を集中させることなど、職務の内容や勤務の実態に見合わない著しく偏った配分は行わないこと。

※本事業による賃金改善については、障害福祉サービス等報酬における処遇改善加算による賃金改善額には含めない。

2 今後のスケジュール（予定）

- ① 事業者において計画書等の作成準備
- ② 計画書等の提出（事業者→県）
- ③ 補助金の支払い・受領（県→事業者）
- ④ 実績報告書の提出（事業者→県）

※基準月が12月 の事業者は、2月から申請を受け付けます。

基準月が12月以外の事業者は、4月以降に申請を受け付けます。

いずれも、補助金の支払等は、4月以降とします。

3 問合せ先等

本補助金を活用した処遇改善の実施については、コールセンターが設けられておりますので、ご不明な場合にご活用ください。

福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター
電話番号：050-3733-0230（受付時間：9:00～18:00（土日含む））

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	垣 本	担当	加 藤
電 話	058-272-1111 内 3490		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		

別紙 1

表 1

サービス区分	交付率
居宅介護	20.3%
重度訪問介護	20.3%
同行援護	20.3%
行動援護	20.3%
重度障害者等包括支援	20.3%
生活介護	11.1%
施設入所支援	22.2%
短期入所	22.2%
療養介護	22.2%
自立訓練（機能訓練）	23.0%
自立訓練（生活訓練）	23.0%
宿泊型自立訓練	23.0%
就労選択支援	11.4%
就労移行支援	11.4%
就労継続支援A型	11.4%
就労継続支援B型	11.4%
就労定着支援	11.4%
自立生活援助	11.4%
共同生活援助（サービス類型を問わない）	14.1%
児童発達支援	18.5%
医療型児童発達支援	18.5%
放課後等デイサービス	18.5%
居宅訪問型児童発達支援	18.5%
保育所等訪問支援	18.5%
福祉型障害児入所施設	80.8%
医療型障害児入所施設	80.8%

注 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

表 2

サービス区分	交付率
計画相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）、 障害児相談支援事業	47.0%